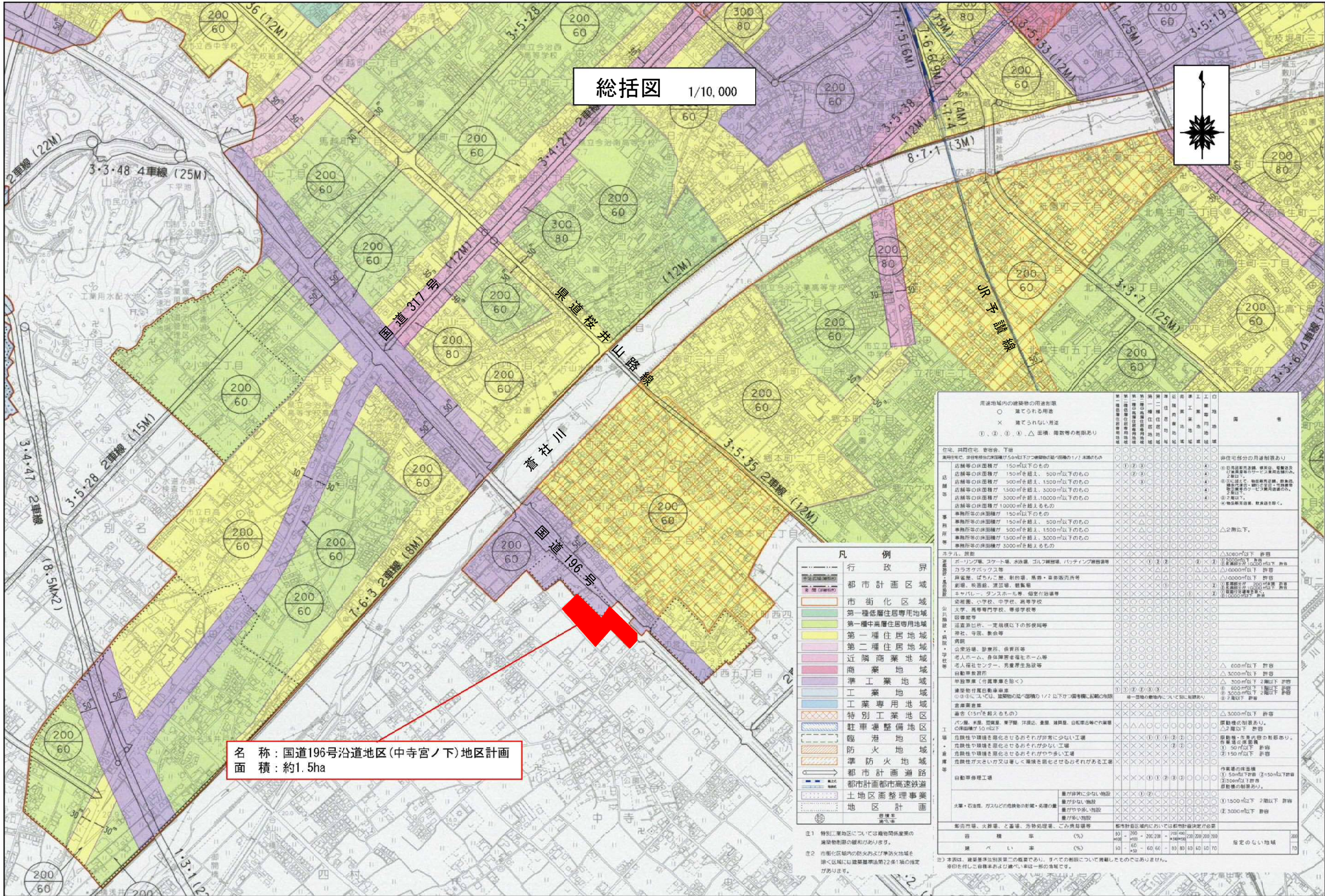
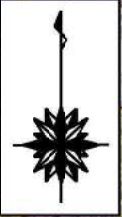


総括図 1/10,000



名称：国道196号沿道地区(中寺宮ノ下)地区計画
面積：約1.5ha

凡 例

行政界	都市計画区域	市街化区域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	特別工業地区	駐車場整備地区	臨港地区	防火地域	準防火地域	都市計画道路	都市計画都市高速鉄道	土地地区画整理事業	地区計画
-----	--------	-------	-------------	--------------	---------	---------	--------	------	-------	------	--------	--------	---------	------	------	-------	--------	------------	-----------	------

注1 特別工業地区については建築物の高さ制限の緩和があります。
注2 市街化区域内の防火および準防火地域を除く区域には建築基準法第22条1項の指定があります。

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	特別工業地区	駐車場整備地区	臨港地区	防火地域	準防火地域	都市計画道路	都市計画都市高速鉄道	土地地区画整理事業	地区計画
○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、④、△ 面積、階数等の制限あり																		
住宅、共同住宅、倉庫等、店舗等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が500㎡を超え、1500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が1500㎡を超え、3000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が3000㎡を超え、10000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が10000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が500㎡を超え、1500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が1500㎡を超え、3000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が3000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゴルフ場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パチンコ屋等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カラオケボックス等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
映画館、ばちこ、射的場、馬券・乗券販売所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演習場、観覧場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キャバレー、ダンスホール等、娯楽施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、専門学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童遊園地、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公民館、診療所、後援所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉センター等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
甲種車庫(付置車庫を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建築物付置自動車庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
のまにについては、建築物の高さの1/2以下かつ高さ制限の適用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種住居地域内において認められる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉庫(15㎡を超えるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋菓子店、製菓店、印刷店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性中程度を強化させるおそれ少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性中程度を強化させるおそれ少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性中程度を強化させるおそれ多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
販売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市計画区域内において都市計画決定が必要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
容 積 率 (%)	10	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
建 ぺ い 率 (%)	10	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について詳細なものではありません。
空白を付した容積率および建ぺい率は一部の地域です。